

幸手市期日前投票所投票立会人登録要項

選挙における投票立会人について、若い世代の有権者に選挙を身近に感じてもらうとともに、選挙に対する関心を高めてもらうため、登録制度による募集を行います。

期日前投票所における投票立会人を希望される方は、「期日前投票所投票立会人候補者名簿」に登録してください。選挙ごとに希望の投票所や時間帯を確認のうえ選任させていただきます。

なお、希望者が多数の場合は従事していただけない場合があります。

1 登録資格

幸手市に在住または在学の有権者

2 従事内容

- (1) 投票全般が適正に行われていることを確認すること。
- (2) 投票録に署名すること。

3 従事場所

- (1) 市役所第二庁舎第5会議室
- (2) マルエツ幸手上高野店
- (3) 幸手駅東西自由通路

4 従事者数

各投票所につき2名

5 従事時間・報酬額

期日前投票所	従事時間	報酬額
市役所第二庁舎1階第5会議室	午前8時30分～午後8時	9,600円
マルエツ幸手上高野店	正午～午後6時	5,000円
幸手駅東西自由通路	午後2時～午後8時	5,000円

6 注意事項

- (1) 選挙の実施期間は、期日前投票所により異なります。
- (2) 当日は、直接期日前投票所に集合していただくこととなります。交通費の支給はありません。
- (3) 報酬は、所得税を源泉徴収の上、ご本人名義の口座にお振込みすることとなります。また、個人番号（マイナンバー）を記載していただく必要があります。
- (4) それぞれの期日前投票所においては、明確な休憩時間は設けておりませんので、トイレ休憩等は交代でとっていただくこととなります。休憩は、投票所のある施設内で取っていただき、原則として施設の外に出ることのないようお願いします。
- (5) 選挙立会中に知り得た秘密を他人に漏らすことはできません。また、なるべく私語は謹んでください。なお、選挙立会中の携帯電話、スマートフォンの使用は控えてくださいますようお願いいたします。

7 登録方法

登録申込書に必要事項をご記入の上、幸手市選挙管理委員会に直接持参、郵送、FAXまたはメールにてご提出ください。

8 お問い合わせ先

幸手市選挙管理委員会

〒340-0192 幸手市東4-6-8

電話 0480-43-1111 内線512

FAX 0480-44-0485

メール senkyo@city.satte.lg.jp